

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第15回）

令和2年6月22日

【金融庁（直井）】 それでは、定刻となりましたので、第15回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本懇談会の事務局を務めております金融庁企画市場局総務課信用機構企画室長の直井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の懇談会はリモートで開催しております。皆様、音声は問題なく届いておりますでしょうか。御発言の際には聞き取りやすいように御配慮をいただけますと、大変ありがたく存じます。

なお、報道関係の方のカメラ撮りにつきましては、宮下副大臣の御挨拶時のみとさせていただきます、その後、別室にて電話会議形式で傍聴いただきます。

それでは、山本座長に以降の進行をお願いすることといたします。

【山本座長】 それでは、開会にあたりまして、宮下副大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【宮下金融担当副大臣】 金融担当の内閣府副大臣を務めております宮下一郎でございます。構成員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は新型コロナウイルス感染症の影響によりましてリモートでの開催となりましたが、第15回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本懇談会は、これまでの多重債務対策の成果を維持しつつ、新たな課題等への対策を含めた今後取り組むべき施策を検討する場として設置・運営が図られてまいりました。これまで構成員の皆様をはじめ関係各位に御尽力いただきつつ、各省庁や地方自治体が連携して多重債務問題の解決に向け努力を続けているところです。このような取組みが今後も継続されるよう、しっかりと対応していきたいと考えております。また、新型コロナウイルス感染症に便乗した金融犯罪も懸念されるため、国民の皆様が巻き込まれないよう、関係機関とも連携して対応を進める必要があります。

本日は、関係省庁より、多重債務問題への対応状況やギャンブル等依存症対策の状況のほか、被害等の相談が寄せられた給与ファクタリングへの対応状況も御報告いただくこと

になっております。また、構成員の皆様からは、現場の実情等について御報告をいただくものと伺っております。

新型コロナウイルスの影響も踏まえた多重債務問題をめぐる環境の変化に対応しながら取組みを進めていくことができるよう、ぜひ御知見をお借りできればと思っておりますので、本日は皆様方の忌憚のない御意見を賜ればと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本座長】 宮下副大臣、ありがとうございました。

【金融庁（直井）】 それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、マスクの方は御退席いただき、傍聴用の会議室へ御移動をお願いいたします。

（カメラ退出）

【山本座長】 なお、この懇談会につきましては、記者以外の方々も含め、動画や静止画の撮影あるいは録音は禁止させていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、事務局から構成員の出欠と配付資料について御説明をお願いいたします。

【金融庁（直井）】 構成員の御出席状況ですが、本日は皆様御出席となっております。

次に、本日の資料については、構成員の皆様にはあらかじめメールで送付させていただいております。不具合ございませんか。

なお、資料の御説明や御質問に際しては、資料1の何ページといたしますように、資料のどの部分についての発言が分かるように御発言をお願いいたします。以上でございます。

【山本座長】 皆さん、資料は大丈夫でしょうか。それでは、議事次第に沿って、議事を進行させていただきます。

なお、宮下副大臣におかれては、他の公務のため、14時頃を目途に御退席の予定と伺っております。

本日の議事内容でありますけれども、この後、議事次第の3「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、関係省庁からそれぞれの取組みについて御報告をいただきたいと思っております。

続きまして、議事次第の4「意見交換」におきまして、今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、野崎構成員から、それぞれ御提出いただいた資料に沿って御報告をい

ただきたいと思います。

その後、関係省庁からの報告及び構成員からの御報告に対する質疑応答も含めまして、構成員全体で意見交換の時間を設けたいと考えております。

全体としましては、15時までの1時間半程度を予定しております。何分、このような電話会議という初めての方式での試みでございますので、不行き届き等あろうかと思いますが、何かございましたら、適宜、御発言等をいただければと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより、議事次第の3「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」に入りたいと思います。まず、資料1「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、金融庁から報告をお願いいたします。

【金融庁（直井）】 それでは、資料1-1「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」につきまして御説明をいたします。なお、本資料につきましては、金融庁のほか、消費者庁や厚生労働省、法務省からもデータを提供いただき、まとめております。

まず、1ページを御覧ください。こちらは、無担保・無保証借入残高がある人数、貸金業利用者の1人当たりの残高金額の推移を示しております。多重債務者数につきましては、従来から5件以上の無担保・無保証借入残高がある人数を指標としてフォローアップを行っております。この推移を見ますと、直近の2019年度は約10万人であり、昨年度から約1万人増加しております。なお、3件以上の無担保・無保証借入残高がある人数につきましては、2019年度は約123万人となっており、昨年度から約3万人増加しております。また、貸金業利用者の1人当たりの残高金額につきましては、直近の2019年度は53.7万円となっており、ここ数年、およそ横ばいとなっております。

次に、2ページを御覧ください。こちらは、参考といたしまして、貸金業利用者に関する調査・研究の結果の概要をお示ししております。これによりますと、(1)の3年以内に借入経験がある方は、前年比0.2ポイント減の7.4%となっております。また、(2)の借入経験者の借入目的は、生活費の補填が半数近くを占めております。(3)の3年以内借入経験者のうち、ヤミ金の利用経験がある方は8.8%、前年比1.1ポイント減となっております。

(4)では、ギャンブル等依存症に関し、3年以内借入経験者のうち、ギャンブル等を借入れの理由とした方が、キャッシング等では6.0%、消費者金融では9.5%いたものですが、そのうち、いずれかに債務相談をした経験がある方は19.3%となっております。

相談先は、家族・親類・友人が59.3%と最も多くなっております。

最後に、(5)ですが、ギャンブル等依存症対策の一環として貸金業・銀行業において行っております貸付自粛制度の認知度合いについて、「詳細な内容を知っていた」が2.3%、「聞いたことがあるが詳細な内容は知らなかった」が10.6%となっております。昨年度比で若干の増加が見られるところかと思えます。

次に、3ページを御覧ください。こちらは財務局等に寄せられた相談の概況をお示ししております。まず、上の段のグラフを御覧ください。こちらは財務局等に寄せられた相談件数の月別推移をお示ししております。多少の増減はありますが、平均しますと一月辺り443件で、昨年とおおむね同程度の相談が寄せられております。

次に、下の段の左のグラフを御覧ください。こちらは相談者の借金をしたきっかけを示しております。低収入・収入の減少が最多で、次いで商品・サービス購入となっております。

次に、下の段の右側のグラフを御覧ください。こちらは相談者の年収をお示したのですが、100万円以上300万円未満が最も多くなっている状況であります。

次に、4ページを御覧ください。こちらは地方自治体に寄せられた相談の概況をお示しております。上の段のグラフにおいて、地方自治体に寄せられた相談件数の月別推移をお示ししております。こちらは、1都道府県当たりの相談受付件数で見ますと122件と、昨年度比でやや減少しております。1市区町村当たりの相談受付件数につきましては16件と、昨年度比で横ばいとなっております。

次に、下段のグラフを御覧ください。相談者の借金をしたきっかけは、財務局等と同様に、低収入・収入の減少が最多で、次いで商品・サービス購入となっております。

5ページ、6ページは、毎年9月から12月に実施しております多重債務者相談強化キャンペーンの期間中における生活困窮者自立支援事業と、地方自治体の多重債務相談窓口との連携実績の有無などをお示ししております。5ページは都道府県、6ページは市区町村の回答結果となっております。

円グラフを御覧いただきますと、キャンペーン期間中に連携を行ったことがある自治体は、5ページの都道府県では50.0%、6ページの市区町村では23.6%という結果となっております。

市区町村において低い割合となっておりますが、これは、該当する相談がなかったと回答した市区町村が65.5%に上ることが影響していると思われれます。

次に、7ページ、8ページです。こちらは地方自治体の多重債務相談窓口とギャンブル等依存症の専門機関との連携実績の有無をお示ししております。こちらの設問には、ギャンブル等依存症に関連する相談を受け付けた自治体が回答しております。

まず、7ページですが、都道府県の精神保健福祉センター、保健所との連携実績については、連携を行ったことがある都道府県は74.3%となっております。連携の内容としましては、相談者に窓口を紹介したというものが最も多くなっております。連携を行わなかった理由としては、ギャンブル等依存症か否かの判断が難しかったためと相談者が希望しなかったためが33.3%となっております。

8ページですが、都道府県と自助グループ等との連携状況を見ますと、連携を行ったことがある都道府県の割合は42.9%となっております。連携を行わなかったとする回答には、該当する相談がなかった、精神保健福祉センターを紹介したといったものが含まれております。

次に、9ページ、10ページでございますが、こちらは市区町村の多重債務相談窓口とギャンブル等依存症の専門機関との連携実績をお示ししております。連携の実績が先ほどの都道府県より低くなっておりますが、連携を行わなかったとする回答には、該当する相談がなかった、他の相談機関を紹介したといったものが含まれていたところであります。

次に、11ページを御覧ください。こちらは全国の消費生活センターに寄せられた相談件数の推移をお示ししております。直近の2019年度は2万3,099件、ここ10年ほど減少傾向となっております。

引き続き、12ページでございますが、こちらは2015年4月以降の月別の相談件数の推移と相談事例をお示ししております。

次に、13ページを御覧ください。こちらは厚生労働省、警察庁の統計により、多重債務が原因と見られる自殺者数の推移、その割合をお示ししております。直近の2019年は679人、3.4%となっており、ここ数年は若干の増加傾向にありましたが、直近では人数は減少しております。

引き続き、14ページでございますが、こちらは2019年の多重債務が原因と見られる自殺者679人について、年齢・性別・職業別に整理した表となっております。年齢階級別に見ますと、40代から50代が多くなっております。また、職業別を見ますと、有職者が498人と、約7割となっております。

次に、15ページを御覧ください。こちらは裁判所の司法統計による自然人の自己破産

事件の新受件数の推移をお示ししております。2003年以降、全体としては減少傾向にある中、ここ数年は増加傾向にあったところですが、昨年からは横ばいという状況になっております。

次の16ページから20ページにつきましては、担当課より説明をさせていただきます。

【金融庁（新発田）】 続きまして、銀行カードローンについて御説明させていただきます。16ページを御覧ください。こちらのグラフは、赤い線が銀行カードローンの残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移をそれぞれ示したものでございます。昨年12月の懇談会の際にお示ししたものを、足元のデータについて更新してございます。銀行カードローンにつきましては、2010年代になってから貸出残高の増加が見られ、2014年度以降は貸金業者による消費者向け貸付残高を上回る水準で推移してまいりました。足元では、2017年度末の5.8兆円をピークに、2018年度末は5.7兆円、2019年度末は5.5兆円となっており、貸出残高の減少傾向が見て取れます。

続きまして、17ページを御覧ください。こちらは、カードローン保証を行っている貸金業者が代位弁済によって取得した求償権について、前回の懇談会に引き続き、その残高の推移を記載してございます。求償権残高の推移はこの表に記載のとおりでございまして、2019年度末は3,394億円となっております。トレンドを見ますと、求償権残高は毎年積み上がっておりますものの、その伸びが鈍化している傾向が続いております。

なお、注の4に記載しておりますとおり、前回の調査におきまして、一部の貸金業者の求償権残高が各年度約600億円程度ずつ過大に計上されておりましたので、2018年度以前の件数は前回資料の数値から修正したものを掲載しております。

銀行カードローンについての御説明は、以上でございます。

【金融庁（岸本）】 続きまして、金融庁金融会社室長の岸本です。よろしくお願いたします。私からは、項目8番の新たな形態の取引への対応及び9番の新型コロナウイルス感染症に便乗した犯罪等への対応について御説明申し上げます。

まず、8番の新たな形態の取引への対応でございます。お手元の資料、18ページを御覧ください。なお、この項目につきましては、別途参考資料として、資料1-2といたしまして、各種注意喚起のリーフレットなどをお付けしておりますので、必要に応じて、こちらも適宜御参照いただければと思います。

さて、お手元の資料1-1の18ページにございますのは、まずはSNS個人間融資に対する取組みです。前回のこの場でも御報告申し上げましたが、SNS個人間融資に関す

る悪質な書込みへの対応としまして、金融庁としては、資料1-2の①にあるリーフレットを作成するなどして、広く一般に注意喚起を行ってまいりました。加えて、昨年11月からは、個別対応も行っております。具体的には、Twitterで個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対しまして、金融庁のTwitterアカウントから直接返信を行い、注意喚起をしています。

具体的な直接返信の例ですとか、また、実施状況については、18ページの下半分に記載しておりますけれども、これまでに100件を超える直接返信を実施しまして、そのうちの7割以上でアカウントが削除・凍結されるなどの効果が見られているところです。新型コロナウイルス感染症に乗じまして、こうした悪質な書込みが増えてくる懸念もございますことから、今後も本取組みを継続してまいりたいと考えております。

また、このSNS個人間融資につきましては、小学生が被害者となった事案も発生しているとの報道がございました。そこで、文部科学省の御協力もいただきまして、全国の学校や大学等の各教育機関にも注意喚起を行っているところです。この場をお借りしまして、文部科学省の皆様にお礼申し上げたいと思います。

続きまして、資料19ページを御覧ください。こちらはファクタリング関係の御報告でございますけれども、このファクタリング関係では、前回の懇談会から今までの間に様々な動きがございましたので、御報告申し上げたいと思います。

まず、給与ファクタリングについてです。前回の懇談会におきましても、この給与ファクタリングについて御指摘をいただきました。給与ファクタリングとは、労働者が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該労働者を通じて資金の回収を行うものでございますが、こちらにつきましては、資料19ページ中段の※の枠囲いの中で詳しく記載しておりますとおり、労働基準法の規定によりますと、使用者は直接労働者に対し貸金を支払わなければならないということです。給与ファクタリングにおきましては、貸金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払いを求めることとなります。そうしますと、給与ファクタリングでは、労働者への金銭の交付だけでなく、労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているとすることができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、これを業として行うものは貸金業に該当すると考えられます。こうした考え方につきましては、一般的な法令解釈に対する回答の形で、金融庁のウェブサイトにおいて3月に公表しています。資料1-2では③④に公表文書をつけておりますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。

さらに、金融庁といたしましては、こちら資料1-2の②に実物をつけてございますけれども、給与ファクタリングについてのリーフレットを作成いたしまして、金融庁ウェブサイトやTwitterの金融庁公式アカウントなどを通じまして、広く一般に注意喚起しております。

また、貸金業の登録を受けていない業者による給与ファクタリングに関する勧誘や広告につきましては、これはもう違法ですよということで、SNS事業者やプラットフォームに対しても削除を要請するなどの対応を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方が、こうしたヤミ金融業者を利用してしまわないよう、関係省庁とも連携しつつ、引き続きしっかりと対応していきたいと考えております。

なお、この給与ファクタリングに関しましては、本年5月に日本弁護士連合会の会長声明におきましても、取締りの徹底について御要望をいただいております。貸金業法上の登録を受けずに給与ファクタリングを業として行う者につきましては、捜査当局等とも緊密に連携し、今後とも厳正に対処していきたいと考えております。

さて、この給与ファクタリングは個人向けでございますけれども、そうでない、企業向け、事業者向けのファクタリングについても、取組みを御報告いたします。まずは、以前にも御報告しましたけれども、無登録業者がファクタリングを装って債権担保貸付けを業として行うなどという、いわゆる偽装ファクタリングについてです。これにつきましては、資料1-2の⑤にありますリーフレットを関係機関連名で作成し、被害が疑われる事例を記載して事業者にご注意喚起するとともに、怪しい取引に関する相談窓口を御紹介しているところであります。

なお、事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う業者につきましては、先週、日本弁護士連合会の会長声明におきましても、取締りの強化の御要望をいただいております。ファクタリングを装った違法な貸付けかどうかというのは、それぞれのスキームを個別具体的に見ていく必要がございますけれども、金融庁といたしましては、貸金業法上の登録を受けずに偽装ファクタリングを業として行う者については、捜査当局等とも緊密に連携しつつ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、この事業者向けファクタリングにつきましては、高額な手数料を支払った場合に、かえって資金繰りが悪化するといった声があることも承知しておりまして、事業者に対して注意を促し、また、事業者の皆様の資金繰り支援に関する相談窓口を紹介する内容のり

一フレットをこの4月に関係機関連名で作成し、注意喚起しております。資料1-2の⑥となります。

なお、事業者向けファクタリングについて、手数料の水準ですけれども、こちら、手数料の水準は様々となっております。ファクタリング業者のウェブサイトやヒアリングなどから確認できた範囲で申し上げますと、例えば買い取る対象の債権額が高額で、比較的大手の企業を対象としていると思われる業者におきましては、手数料をおよそ1%といった水準に設定しているものがございます。また、中小企業を対象としていると思われる業者におきましては、手数料を5%から20%などに設定しているものもございます。

ファクタリングにおきましては、買い取る債権の支払期間がまちまちでして、例えば2か月ですとか6か月といった場合が考えられますけれども、いずれにしましても、手数料を年率に換算しますと、先ほど申し上げた率よりも高くなります。例えば手数料が5%、債権の支払期間が2か月の場合は、年率にしますと単利計算で30%となります。

このほか、ウェブサイトなどから実態を把握することができない、闇に潜っているような業者も存在すると考えられ、こうした業者におきましては、更に高額な手数料を設定している場合もあると考えられるところです。

続きまして、項目9番の新型コロナウイルス感染症に便乗した犯罪等への対応でございます。資料1-1、20ページを御覧ください。金融庁といたしましては、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付け等について懸念をしております。これまでも大臣談話において注意喚起がなされておりますほか、金融庁のウェブサイトでも、資料20ページの右下にあるページを作りまして、広く一般に注意喚起しているところです。

具体的には、例えばですけれども、SNS等において個人間融資や給与の買取りをうたって違法な貸付けが行われる事案ですとか、また、政府系金融機関等による融資のあっせん等をうたいまして高額な手数料を要求する事案の発生などが懸念されるところです。金融庁といたしましても、引き続き注意喚起を行うとともに、関係機関と連携して対応に努めてまいりたいと考えております。

私からの御説明については、以上でございます。

【金融庁（直井）】 それでは、引き続き、21ページ以降の説明をいたします。

21ページにつきましては、ギャンブル等依存症対策推進基本計画にも盛り込まれております相談対応マニュアルの改訂について紹介しております。主な改訂箇所といたしまして、専門家の意見を踏まえ、ギャンブル等の愛好家と依存症の方との境界を把握する観点

から、相談者が依存症であるかどうかを判断する参考として「LOST」という目安を盛り込むとともに、相談員からの相談者がギャンブル等依存症なのかどうか判別することが難しいとの意見を踏まえ、相談時の会話の流れをイメージとして追加しております。

次、22ページでございますが、こちらは今年度のギャンブル等依存症問題啓発週間における金融庁の取組みを紹介しております。今年は新型コロナウイルスの影響もあり、街頭活動ができなかった代わりとして、ウェブサイトやSNSを用いた広報に努めたところであります。資料には、金融庁ウェブサイトに設けた啓発ページや、金融庁公式Twitterでのツイート内容、政府広報としてニュースサイトに広告を掲載した内容をお示ししております。Twitterに関しましては、関係機関と相互リツイートを行い、できるだけ閲覧数を増やすなどといった工夫をしたところであります。

次に、23ページを御覧ください。消費者庁におきましても、消費者庁Twitterによりギャンブル等依存症問題啓発週間を周知するほか、金融庁や関係団体と連携して、新型コロナウイルス感染症拡大を機に多重債務につながる消費者トラブルに陥らぬよう、新型コロナウイルス専用の消費者庁LINEアカウントにより、便乗した給与ファクタリングに関する注意喚起や、ギャンブル等依存症に陥ってしまった方の御家族向けの参考情報を発信しているところであります。

資料1-1及び1-2の説明につきましては、以上でございます。

(宮下副大臣退席)

【金融庁(直井)】 ここで事務局より御案内申し上げます。副大臣は先ほど御退席されましたので、お知らせいたします。

山本座長、引き続き進行をお願いいたします。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、資料2の「ヤミ金融事犯の検挙状況」について、警察庁から御報告をお願いいたします。

【警察庁】 警察庁生活安全局生活経済対策管理官の山口と申します。私からは、資料2に沿いまして、ヤミ金融事犯の検挙状況等について御説明申し上げます。

最初に、1、検挙状況の推移についてでございます。注釈にも記載しておりますが、無登録・高金利事犯とは、貸金業法の無登録営業、出資法の高金利等禁止事犯のことです。これを、ヤミ金融業者本体を検挙した事件数として計上しております。また、ヤミ金融関連事犯とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等のことであり、例えば口座の不正入手あるいは不正譲渡、レンタル携帯電

話事業者による本人確認を行わない貸与など、ヤミ金融業者の犯行を助長する行為を検挙した事件数となっております。

このグラフからも分かりますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数は年々減少している中で、昨年は118事件となっております。また、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数につきましても、521事件と前年よりも減少しているところでございます。あくまでも事件として検挙した数字でございますので、検挙事件数の増減をもってヤミ金融の現状について判断するのは難しい部分もございますが、ヤミ金融事犯に関する相談件数の減少をはじめ、ヤミ金融業者側も、検挙されるリスクの高い行為を避けつつ、国民の身近なところで提供されるサービスなどを巧みに取り入れるなど、匿名化・巧妙化を図っていることが一因になっているのではないかと考えております。

次に、2、主な検挙事例でございます。昨年、全国の警察が検挙したヤミ金融事犯のうち、主な事例について説明をいたします。まず、私設私書箱を利用した出資法違反等事件になります。この事例は、無登録で貸金業を営む男らが、レンタル携帯電話機を利用して融資の勧誘を行い、融資を申し込んできた顧客に対し、法定利息の約3倍から約50倍で金銭を貸し付け、返済金は架空名義の私設私書箱に郵送させる方法により、元利金合計約3億円を受領していたものであります。経営者をはじめ、返済金の郵送先となっていた私書箱の経営者も共犯として検挙しております。

次に、個人間融資掲示板を利用した貸金業法違反等事件です。この事例は、国家公務員の男が、インターネットを利用して、個人間融資と称した掲示板や出会い系サイト等を閲覧して、融資希望の書込みをしている投稿者を探し、その投稿者に融資の勧誘を行い、申込みを行った顧客に対し、法定利息の約23倍から約70倍で金銭を貸し付け、元利金合計約1,400万円を受領したものであります。昨年11月に、同人を貸金業法違反等で検挙しております。

次に、ファクタリングを仮装した貸金業法違反等事件でございます。この事例は、無登録で貸金業を営む男らが、全国の中小企業に対し、ファクタリングによる資金調達等と記載した広告をファックスで送信するなどして顧客を勧誘し、売掛債権の買取りを申し込んできた顧客に対し、正規のファクタリングを行うことなく、法定利息の約14倍から約50倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約37億円を受領したものであります。昨年11月までに、経営者や従業員を含む11人を貸金業法違反等で検挙しております。

次に、3、携帯電話対策の状況についてでございます。ヤミ金融業者にとって、携帯電話は重要な犯行ツールになりますので、事件検挙と併せて、これを無力化する対策も進めております。その取組状況を表にして示しております。

(1)の契約者確認の求めは、ヤミ金融事犯などに使用された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づき、契約名義人の本人確認を求めるものです。本人確認が取れなければ、携帯音声通信事業者が最終的に利用を停止できるというものであります。

(2)のレンタル携帯電話の解約要請であります。ヤミ金融事犯に使用された携帯電話がレンタル携帯電話であると判明した場合には、その事業者に解約を依頼するものであります。

(3)の役務提供拒否に関する情報提供は、レンタル携帯電話事業者による貸与時本人確認義務違反が認められた携帯電話回線について、携帯音声通信事業者に対し情報提供を行い、事業者が携帯電話不正利用防止法の規定により、役務提供拒否、強制解約を行うものであります。

相談件数は減少傾向にあり、いずれの対策も年々減少してはおりますが、ヤミ金融業者にとって携帯電話は重要な犯行ツールですので、法で定められた本人確認をしない悪質なレンタル携帯電話事業者を積極的に検挙するとともに、これらの対策も引き続き推進してまいります。

最後に、4の金融機関への情報提供の状況であります。ヤミ金融業者にとって預貯金口座は、携帯電話と同じく、重要な犯行ツールであります。様々な方法で他人名義の口座を手に入れ、犯罪に利用しているため、ヤミ金融事犯に使用された疑いのる口座については、金融機関への情報提供を行っております。

説明は以上になりますが、ヤミ金融事犯に関しては、ヤミ金融業者側も、警察に捕まらないように、様々手段を講じてきているのが実態でございます。警察といたしましては、このような状況を踏まえ、今後とも各関係機関等と連携をしながら取締りを推進してまいりたいと考えております。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

【厚生労働省】 私、厚生労働省生活困窮者自立支援室で課長補佐をしております前田と申します。お手元でございます資料3を御覧ください。構成員の方々から幾つか御照会があったということでございまして、今回の新型コロナウイルス関係で特例措置を講じま

した生活福祉資金の概要、生活困窮者の自立相談支援事業などの強化に向けた対応、そして家計改善支援事業の状況についてお尋ねがございましたので、資料を御用意させていただきました。

まず、資料3の1ページでございますが、これは47都道府県の社会福祉協議会が実施主体となっております生活福祉資金貸付制度というのがございます。こちらに特例制度を設けまして、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお仕事を休みにになったというような状況で、収入が減少したことにより必要となる生活費について貸付けを行うという特例措置を行ったものの概要でございます。

まず、3月10日に政府として特例措置を実施することを表明させていただきまして、その上で、全国の47都道府県社協において、その準備をしていただきました。実際には、住民の方の窓口であります申請の取次ぎとしては、市区町村社会福祉協議会に窓口業務を委託してスタートするという都合上、少しお時間を頂戴しまして、スタートしたのが3月25日でございます。

その後、相談件数などの増加の傾向が見られることから、金融庁様のご協力をいただき、13の労働金庫、幾つかの県をまたいでやっている金庫がありますので、13金庫でございますが、全ての労働金庫さんに御協力をいただいて、4月30日、その申請の取次業務を、各都道府県社協から委託して、更に拡充を図ったというのが2つ目でございます。

3つ目が、5月28日でございますが、日本郵政様の御協力も得て、全国にある集配郵便局、大きな郵便局でございますが、2,160ほどございますが、そちらの郵便局においても、この申請の取次ぎをお願いするというので、対応させていただいております。

今回の特例につきましては、通常、低所得の方を対象としておりました生活福祉資金の貸付制度ですが、先ほど申し上げましたように、コロナウイルスの関係で、休業等で収入減少したことによって生活費が必要、収入減少を要件として、低所得に限らず、貸付けを実施させていただいております。据置期間や償還期間、貸付利子などについて、必要な特例措置を設けて実施している状況でございます。

ちなみに、実際には各都道府県社協では、毎日貸付けの業務をやっているのですが、速報値ということで数字が変動しますけれども、6月13日までの速報値で、42万1,564件の申請を承っている状況でございます。そのうち、貸付決定が終わっているものが39万2,926件、決定額ベースで、緊急小口資金でございますが、約693億円ということでございます。それ以外にも総合支援資金というものがございまして、こちらでは、貸付決

定額で約405億円の貸付決定が既になされている状況でございます。

ちなみに、これまでですと、特例措置は、災害における特例貸付というものしか実施をしてきたことがございませんが、一番大規模な東日本の大震災のときで、貸付件数が7万1,000件でございますので、それをはるかに上回る状況でございます。

さらに、私どもといたしましては、緊急小口資金等の特例貸付について、より迅速に資金の貸付けをすることといたしまして、これまでの窓口での申請を主に行っておりましたが、郵送申請の原則化であるとか、収入減少の確認につきましても、御本人の申立書による添付書類の簡素化、それと、土日・祝日も対応するような専用コールセンターの設置であるとか、申込書の書き方を解説するウェブ動画の公開と、先ほど申し上げた労働金庫や郵便局からの申請取次ぎも可能にするということで、様々な工夫をしてきたところでございます。引き続き、必要な貸付けについて迅速に対応できるよう努力していきたいと思っております。

次に、資料2ページを御覧ください。消費生活相談窓口や生活困窮者自立支援制度、そして生活福祉資金の貸付制度の窓口との連携について、今、なかなか現場では、様々なこの貸付け以外にもいろいろな業務をやっておられて、かなり混乱している状況でございます。その中で、構成員の方の中から、なかなか対応ができていないのではという御照会をいただきました。

こちらにつきましても、私どもは、生活困窮者自立相談支援機関で、かなり相談者が増えているというお声も聞き、先般成立いたしました令和2年度の第2次補正予算におきまして、福祉事務所設置自治体が設置する自立相談支援機関等において、特に人手が足りない、もしくは事業の運営をするための事業費が不足しているのではないかというお声に応えるために、4分の3の補助率ではございますけれども、自立相談支援等の強化というメニューを補正予算で計上させていただきました。これに基づいて、構成員御指摘のような現場での支援強化を図ることに向けて対応をしていきたいと考えているところでございます。

資料3ページを御覧ください。生活困窮者自立支援事業の中には、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業など必須事業と任意事業から構成されておりますが、その中で、家計改善支援事業についての普及状況について、お尋ねがございました。

こちらにつきましては、生活困窮者自立支援制度、平成30年度に法改正をさせていただいております。その際に、家計改善支援事業については、任意事業ではありますけれど

も、実施の努力義務化というものをさせていただいたところでございます。その際に、特に令和元年度から令和3年度の3年間を集中実施期間として、この家計改善支援事業のほか、同じ任意事業である就労準備支援事業、この2つにつきまして、完全実施に向けて努力をする旨の附帯決議を頂いているところでございます。

私どもといたしましては、これまで各福祉事務所設置自治体に対しては、働きかけを行ってきておりますが、家計改善支援事業などの場合は、どうしてもそのノウハウというものが需要でございますので、全国で経験豊富な専門スタッフの方を未実施自治体に派遣をするようなコンサルティングの支援なども行ってきているところでございます。

その影響も少しずつ出始めておまして、平成30年度では約400数自治体ということでありましたが、全体905の中では45%程度でございましたが、令和元年度では483自治体になり、全体の中で53%まで増加することができております。しかしながら、まだあと半分弱ありますので、完全実施に向けて、より一層、未実施の自治体の方に働きかけを強くしていくことが大事だと考えておりますし、私どもとしてもそのような対応をしていきたいと思っております。

具体的には、令和2年度予算におきまして、規模の小さな市町村等が広域もしくは協同して実施できるようなモデル事業というものに対する国庫補助の実施、未実施の自治体を抱える都道府県の中で、特に重点的な対応の支援が必要と思われる自治体へは、私どもから直接重点指導をするなど工夫しながら対応していくことを予定しているところでございます。以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、これより議事次第4の「意見交換」に入りたいと思います。本日御出席の今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、野崎構成員からそれぞれ資料を御提供いただいておりますので、まず、これについて御紹介いただきたいと思います。お時間の都合上、恐縮ではありますが、お1人5分程度でお願いできればと思います。

それでは、まず、今井構成員、よろしくお願いたします。

【今井構成員】 日本貸金業協会の今井でございます。よろしくお願いたします。当協会の活動につきまして、資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、相談・苦情及び紛争解決の件数の受付あるいは分類の状況ですが、資料2ページから5ページに記載のとおりでございます。相談・苦情・紛争ともに減少傾向となっております。詳細は後ほど御高覧いただきたいと思います。と存じます。

6ページから8ページは、貸付自粛制度についてまとめております。昨年3月29日より全国銀行協会様と連携して行っております。6ページの2の(1)の相談・問合せの件数はマイナス10.1%となっており、また、(2)の個人情報情報機関への登録件数は、プラス7.3%となっております。なお、前年比マイナス462件となっておりますが、個信センター様の647件を合計いたしますと、2,717件、プラス7.3%と、増加ということになっております。

7ページ、(3)は、貸付自粛登録のキャンセルを理由とする件数でございます。令和元年は登録数2,070件のうち899件で、全体の43.4%となっております。(4)はキャンセル登録の内訳についてですので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

8ページは、貸付自粛の今後の方向性についてであります。引き続き、関係機関や医療機関との連携強化を図り、相談や申請拠点について広く知っていただくための効果的な告知を進めてまいります。中段(2)の、前回御紹介しましたスマホ等で申請を受け付けるウェブ化も本年4月より実施しまして、4月、5月合算した実績を紹介いたしております。早くもウェブが郵送を上回っており、今後の大きなチャネルになるものと思われれます。下の表の※であります。コロナ感染症の影響を受けていると思われる6月12日現在の途中の経過であります。後ほど御覧いただきたいと存じます。

9ページ、10ページは、当協会が独自で推進している生活再建支援カウンセリングについての受付状況や今後の取組みについてですので、これも後ほど御覧いただきたいと存じます。

11ページから金融経済教育活動についてで、項番4は、出前講座の今後の活動についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で、春からの8大学の講座が中止か延期を余儀なくされたのは誠に残念ではありますが、今後は状況を見ながら、オンラインによる講座などを効果的に利用して積極的に進めていきたいと考えております。

次の12、13ページは、行政・消費者センター等の依頼により、消費生活相談員や診療施設職員への顧客対応研修から、大学生や高齢者への金融トラブル被害防止等の各講座一覧となっております。これも後ほど御覧いただきたいと存じます。

最後に、14、15ページの2ページは、御参考までに、新型コロナウイルス感染症に関して当協会が受け付けた相談について記載をいたしております。新型コロナウイルス関連相談は、4月が141件、5月が135件となっており、4、5月全体の受付の約1割程度となっております。相談の内容は、返済困難と業者の連絡先の確認が全体の7割とな

っております。この中で、その他の中には、コロナ緊急融資の怪しい勧誘ファックスやヤミ金の取引勧誘など、違法なヤミ金と見られる相談もある状況であります。主な相談の概略はお示ししておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

当協会といたしましては、今後も相談・苦情や自粛制度の取組強化を図るとともに、金融経済教育についても一層推進してまいりますので、皆様の御協力・御指導のほどよろしくお願い申し上げます。日本貸金業協会からは、以上でございます。

【山本座長】 今井構成員、ありがとうございました。それでは、続きまして、竹島構成員、よろしくお願ひいたします。

【竹島構成員】 竹島でございます。私は資料に基づいて、まず、資料の1ページでございますが、これが本日最も申し上げたいところでございます。「自殺の心理学的剖検調査の再開を提案します－新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会状況の激変を踏まえて－」でございます。

我が国は、第二次世界大戦後に3回の自殺死亡の急増期を経験しています。1998年からの第3の急増期には、中高年男性を中心に自殺死亡が急増し、自殺死亡率が低い傾向にあった近畿及び関東などの大都市部での増加が大きく関与していました。この急増については、人口増と高齢化の進展に加え、当時の社会経済的変動が働き盛りの世代の男性に強く影響したことなどによると推測されています。その後、自殺死亡率は減少していきませんが、寄与度分析によると、「経済・生活問題」と「健康問題」による自殺者数の割合の減少が大きいとされています。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は、再び自殺死亡の増加を引き起こすのではないかと懸念されています。男性の完全失業率と自殺死亡率に強い相関があることを背景にしていると思われませんが、失業者のうち、自殺で亡くなった方は一部であり、ここに自殺予防のヒントがあると考えます。多重債務の場合も、多重債務者のうち、自殺で亡くなった方は一部であり、ここにも同様に自殺予防のヒントがあると考えます。そのヒントは、御遺族などのお話を丁寧に伺うことから浮かび上がるものであり、それが自殺の心理学的剖検です。

心理学的剖検は、自殺対策基本法（2006年）を基に定められた政府の自殺総合対策大綱に盛り込まれました。当時の大綱の「自殺を予防するための当面の重点施策」には、「社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を把握し、自殺予防の介入ポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族

等に対する面接調査等を継続的に実施する」と述べられています。

大綱を基に自殺予防総合対策センターにおいて心理学的剖検が取り組まれてきましたが、2016年に自殺対策基本法が改定され、大綱の見直しが行われた中で、心理学的剖検の記載は消え、中止となっています。この間の心理学的剖検から明らかになったことのうち、昨今の状況に関連することを幾つか御紹介します。

1、返済困難な借金を抱えた中高年男性とそうでない中高年男性の自殺既遂事例を比較すると、前者（返済困難な借金を抱えた者）では、自営業者、離婚経験者、不眠への対処としてアルコールを用いている者が多かった。

2、男性における初回自殺企図が既遂となることを予測する要因として、鬱病などの気分障害への罹患とともに、返済困難な借金の存在と、アルコール乱用・依存への罹患という要因が抽出された。

自殺は様々な要因が関係する複雑な現象であり、社会の変化とともにその実態も変化していきます。新型コロナウイルスの感染拡大によって、社会状況は激変しつつあります。御遺族の協力の下に、個別の事例を丁寧に分析し、新たな自殺の予防の糸口を明らかにする心理学的剖検は、今こそ必須の取り組みであると考えます。科学的かつ安全な自殺対策を推進するため、自殺の心理学的剖検の再開を提案いたします。

2ページから9ページまでは、自殺の心理学的剖検の研究の成果をまとめた論文でございます。

10ページから18ページまでは、なかなか自殺死亡率が減少しない10代の自殺予防について、私どもが書いたものでございます。

最後に、19ページについて御説明したいと思います。19ページは、一般社団法人自殺予防と自死遺族支援・調査研究研修センターの代表理事が書いた文章でございます。その中ほどのところを御紹介したいと思います。そこには「支援の提供が単なる押し付けや強制となってしまうのは、かえって孤立する人を増やし、社会の分断を招くことになりかねません。支援を必要としている人を「弱者」や「貧困」と一まとめにして扱うことも、人間の尊厳を傷つけ、相談窓口から足を遠ざけることになります」と書かれております。相談支援にあたって重要なことだと思しますので、紹介させていただきました。以上です。

【山本座長】 竹島構成員、ありがとうございました。それでは、続きまして、辻構成員、よろしく願いいたします。

【辻構成員】 全銀協の辻です。それでは、当協会における多重債務問題に関する取組

みを御報告させていただきます。

表紙をめくっていただき、2ページを御覧ください。まず、当協会における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえました対応を報告させていただきます。当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様への迅速、適切かつ柔軟な対応に努める旨を、理事会で申し合わせています。その下にあります図1が、申合せを抜粋したものです。例えば、2点目の個人情報情報の取扱いにつきまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客様が不利益を被ることのないよう十分留意することといたしております。

3ページを御覧ください。左側の図2のとおり、お客様向けのチラシを作製し、当協会の相談室が実施している中小企業向けの融資相談やカードローンに関するカウンセリングサービスの窓口等を周知いたしましたほか、会員行の対応状況や、図3のとおり、よくある御質問等を取りまとめ、当協会のウェブサイトで公表しております。お客様向けのチラシは別紙として添付していますので、後ほど御覧いただければと思います。また、図4のとおり、5月の連休中の融資相談等につきまして新聞広告を実施しております。

4ページを御覧ください。毎回御報告している銀行カードローン残高の推移でございます。図5の令和2年4月末の残高でございますが、4兆1,001億円となり、前年同月比で3.8%の減少となっております。

5ページを御覧ください。当協会のカードローン専用相談窓口の受付状況です。上の箱書きの3つ目の矢羽に記載のとおり、令和元年度中に受け付けた相談件数は71件となっております。主な事例としては、図7のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったため、返済が厳しいといった相談も寄せられております。当協会の相談室におきましては、お客様の借入状況等を勘案し、債務整理のため、法テラスや弁護士会等の紹介なども行っているところです。

6ページを御覧ください。多重債務防止啓発に関する取組みです。本年度も、日本クレジット協会、日本クレジットカード協会、日本貸金業協会との共同キャンペーンを11月から実施する予定です。

7ページを御覧ください。今年もギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、5月に、お金を借りてギャンブルにのめり込むことの防止啓発や、貸付自粛制度の周知を実施いたしました。昨年は渋谷・新橋の街頭ビジョンで啓発動画を配信いたしましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、スマートフォンアプリ等の民放キャッチアップ配信サービスで啓発動画を配信したほか、貸付自粛制度に係るバナー広告を公営競

技に係る情報サイトに配信したところです。

8 ページを御覧ください。ローンやクレジット等に関する金融経済教育に関する取り組みです。内容は大きく変わっておりませんので、今回は実績のみ申し上げます。中学校、高校等を中心に無償で講師派遣を行う「どこでも出張講座」について、令和元年度は、232 件、2 万 2, 4 7 3 名に対して実施いたしました。

9 ページと 1 0 ページは、金融経済教育に関する教材制作及び無償提供に関する取り組みを記載しておりますが、前回御説明させていただいたものもございますので、今回、詳細は割愛させていただきます。皆様が金融に対する知識を深めていただく一助として、今後ともこうした取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上、駆け足ではございますが、全銀協からの報告でございます。

【山本座長】 辻構成員、ありがとうございます。続きまして、新里構成員、お願いいたします。

【新里構成員】 新里でございます。私の資料の関係で言いますと、1 枚目、いつも出しております破産の件数でございます。去年は横ばいだったのが、今年になって増えて、2 月の段階では下がってきていると。今後、4 月、5 月と裁判所の機能が止まったものですから、破産件数は1 回減って、更に今後、コロナによる影響によって破産者は増える可能性があるのではないかと考えております。

1 枚めくっていただいて、3 枚目のところでございますけれども、これも個人再生の状況でございます。これも大体破産と同じ状況にあると理解されると思います。

そして、4 枚目でございますけれども、これも融資と破産の件数を合わせたものですが、これも、融資残高については古いものになっておりますので、前のものとほぼ変わらない状況でございます。

そして、次の資料 4 の本年 5 月 1 5 日付け日弁連、「中小企業・小規模事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資に関して改善を求める会長声明」でございますけれども、コロナ関連の形で、小規模事業者に対する緊急融資についての改善を求めるという格好になっております。なかなか進まない融資について、迅速に簡素化をしてやっていただきたいということ、それから、個人保証を求めない、それから、第 4 のところでは、東日本大震災の再生支援機構に採用された債権買取りの仕組みを参考にして、既存債務を含めた緊急融資に対する返済の負担を減免する措置を検討すべきことを求めています。

そして、次については、5 でございますけれども、今、金融庁と全銀協などで検討が進

んでいるということですが、自然災害ガイドラインをコロナの被害に対して適用することについて検討が進んでいるということで、これは私の地元でございますけれども、仙台弁護士会が出した提言を資料として出ささせていただいたということからすると、使い勝手のいいものをぜひ速やかに作っていただきたい、関係各所をお願いするところがございます。

そして、次が、東京弁護士会で行いました、今日、少し取り上げていただきましたけれども、偽装ファクタリングに対する適切な規制を求める意見書でございます。これについても、私の理解からすると、中小事業者向けの偽装ファクタリングが、一時摘発があって鳴りを潜めて、そして給与ファクタリングに流れて、そしてそれが更に摘発があって、また今回のコロナ禍で中小事業者が狙われているのではないかと。特にインターネット等を開けますと、大量のファクタリングの中小事業者向けの勧誘がなされているということですので、これについてきちっと対応していただきたいということを東京弁護士会が求めたものがございます。

そして、これも遅くなりましたけれども、資料7の本年5月22日付け日弁連、「いわゆる『給与ファクタリング』と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」ですが、給与ファクタリングについては先ほど金融庁でも指摘していただいたところで、ぜひ規制を進めていただきたいということと、資料8の本年6月17日付け日弁連、「事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う業者の取締りの強化を求める会長声明」につきましても、事業者についてのファクタリングの貸付けと認められるものについては、きちっと規制をかけていただきたいということと、一定の形式のものについては貸金として貸金業の規制がかかるべきであり、それから出資法、そして利息制限法の適用があるんだということをきちっと前提とした処理が必要ではないかということを出して、これについてもきちんとした取締り、そして日弁連としましても速やかに相談体制を作っていきたいということでまとめさせていただきました。以上でございます。

【山本座長】 新里構成員、ありがとうございました。それでは、続きまして、野崎構成員、お願いできますか。

【野崎構成員】 私から、日司連が現在行っております「司法書士による新型コロナウイルスに関する生活困り事相談」というものの資料を出させていただいております。

1枚目、これがこの電話相談とウェブ相談のチラシでございます。4月1日からこの両相談をずっと行っておりまして、現在まで2,000本以上のコールを頂いておるところで

あると。全ての電話に出ることは、回線の関係でできておらんところもあるのですが、1,000件以上の相談は受けている状況であります。

その開始当初、4月の頭から4月に半ばぐらいまでは、休業補償の関係、それから結婚式場のキャンセル料というようなことが非常に多かったですけれども、併せて相続等の一般相談も非常に増えておりました。ほかの相談機関が動いていないということで、そういった相談もあったのだらうと思っておりましたが、現在は給付金との関係と生活困窮そのものの相談が非常に多くなっております。収入の減少に伴って、かなり困っておられる方が多いなということは実感しておるといえる感じがしております。

それから、マイクロソフト社の Teams という会議のシステムを利用して、今、相談を行っておりますが、ウェブ相談では、例えばアメリカ在住の日本人の方が、日本で相続が発生してしまったんですけれども、飛行機が飛んでいない、入国ができないということで、困ったということで御相談いただいたような例もございます。顔を合わせて協議しながらの相談ができるということで、通常の面談と同じような形での相談ができて、電話相談に比べると高い評価を頂いておるところでございます。

2枚目以降、簡単に、先月現在ではあります、幾つか相談事例も取り上げておりますので、また御覧いただきたいなと思います。

このような取組み、全国の司法書士会でもこういった取組みが始まっていますので、こういった取組みに基づいた相談事例から、またいろいろな具体的な御提案等をさせていただきたいなところもありますので、引き続きよろしく願いいたします。私からは、以上でございます。

【山本座長】 野崎構成員、ありがとうございました。それでは、これまで各省庁、それから資料を御提出いただいている各構成員から御報告をいただきましたが、それらを踏まえて、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じます。

今回は、このような電話会議方式での開催ですので、恐縮ですが、順番に私から指名をさせていただいて、御意見の有無についてお伺いする方式を採りたいと思います。

これも恐縮ですが、お時間の都合上、恐縮ですけれども、お1人3分程度でお願いできればと思います。御発言いただく際は、お名前を名乗っていただいた上で御発言いただければと思います。

それでは、まず、重川構成員、お願いできますか。

【重川構成員】 重川でございます。質問と申しますか、今までいろいろな省庁の方々、

あるいは構成員の方々からお話を伺っている中で、非常に新型コロナウイルスで大変な状況である各相談窓口で積極的にいろいろな対応をしていただいて、すばらしいなど伺っておりました。

1点、資料1-1の2ページですけれども、貸金業利用者に関する調査・研究という報告をいただいたんですが、その中で、過去3年以内に借りた方の中で、実際に既にヤミ金を利用された方が8.8%で、利用意向があるという方が8.7%で、昨年に比べますと減ってはいるんですけれども、改めて私も、相当に大きい数字だなということで驚いています。過去のものを見てみましたら、2018年、2年前には合わせて15.8%だったのが、去年、今年度とかなり数字も上がっているようですので、この先更に増えていく可能性があるのではないかと思います。

同じ資料の中の1ページ目で、利用者の人数は減っていますが、日本信用情報機構から出されているデータを見ていますと、3か月以上の未入金の方は350万人を超えるような状況になっています。これからの状況で収入減少がずっと続いていくと、さっき見たような意向のある方が実際に借りるということにつながっていかないような、丁寧な相談対応が必要なのではないかと思います。

以前にセーフティーネット貸付けを行っているところの方々からいろいろなお話を伺っていたときに、貸付けがあるということで相談に来ていただけるようなことがあるようで、電話がかかってきた時にいろいろな状況の話をして借りられそうにないとわかると、「ああ、そうですか」となかなか相談に来ていただけないという話も伺っております。今回、緊急小口資金ではかなり迅速な対応で幅広くやっています。厚生労働省の方の資料3の下のところで、「償還時において困窮している場合にはきめ細やかに配慮」とあるんですけれども、緊急小口等に関して必ずしも償還が良くないという話を以前にも聞いたような気がするのですが、ぜひ、償還期限が来た、あるいは期限が来る前の段階で、積極的にその後の対応について、もし返せないような場合でも、どこか別の相談窓口で確実につないでいただければと思います。

早口で申し訳ありませんが、以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、杉浦構成員、御意見ございますか。

【杉浦構成員】 杉浦でございます。私からは、御質問という形になるかと思うのですが、全銀協と貸金業協会にお尋ねしたいことがあって、私、半年ほど、3月の末ま

でヨーロッパで在外研究を過ごしておりまして、この分野についての研究調査もやっていたんですが、終盤、パンデミックになりまして、私もぎりぎりの状態で帰国ということになりましたが、その状態においても、欧州では官以上に、民間の対応の動きが非常に早かった印象があつて、もちろんヨーロッパ各国政府の補助金給付の動きの早さというのは、これは日本ではよく報道されているんですけども、民間の金融機関の動きも結構早く、新たな融資のスタイルをこの状況で作り上げようとしている非常に意欲的な試みが幾つか散見されたのですが、全銀協とか貸金業協会でも、各行とか各会社の動きはあるのかもしれませんが、業界団体として、何かそんなことに関連する検討とか研究会とか、そういうものをされているのかどうなのかということをお聞きできればと思いました。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。質問等につきましては、全ての構成員から御発言をいただいた後に、まとめてそれぞれお答えをいただければと思いますので、引き続きまして、浜田構成員、お願いできますか。

【浜田構成員】 経済アナウンサーの浜田でございます。よろしく願いいたします。現状、コロナ禍での各省庁・機関におかれまして迅速な御対応の様子を拝聴させていただきました上で、これより幾つか意見を申し上げさせていただきます。

多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向、資料1-1の中で、1ページ目でございますが、先ほど御説明いただきました貸金業者からの無担保・無保証借入れの1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人の推移において、5件以上の借入れありの方は横並びとなっておりますけれども、2020年の3月末での1人当たり借入残高というところがコロナ禍で微増している点、これを注視していく必要があるのではないかと思います。

次に、2ページ目の貸金業利用者に関する調査・研究についてですが、こちら、3年以内の借入経験者の無登録業者（ヤミ金融）の利用経験の中で、利用の理由の上位に、「手続きが簡単」というところで+1.6ポイント、コロナ禍での収入減ですとかテレワークなど働くスタイルの変化、また、ネット環境の変化などにより、今後の生活の上で、人との接触機会が減る可能性が多く考えられる中、個人間金融など、ネット上で誰でも簡単に気軽にお金が借りられるなどが考えられまして、無登録業者、また個人間での融資が増える可能性があることは、こちらの結果でも見て取れるのではないのでしょうか。

また、(5)の貸付自粛制度の認知の中で、御自身で調べた・掲示物等を見た先として、銀行・消費者金融等の13.3%、日本貸金業協会9.6%、全国銀行協会で9.4%とありますが、これは先ほど今井構成員、辻構成員からお話がございました、日本貸金業協会様、

また全銀協様が、昨年の3月29日より連携して貸付自粛制度を実施、啓発、広く行われています結果が出ていると思います。更なる認知向上に期待いたします。

また、7ページ以降に、ギャンブル等依存症の専門機関との相談窓口との連携状況についてですが、基本計画の主な目標において、都道府県などにおいて、ギャンブル等依存症であります者、また家族等を早期に発見して、相談・医療機関などにつなぐための連携強化体制を構築というところがございます。今回の資料にも現状の連携状況をお示しいただいておりますけれども、他機関・他職種の連携ということが地域において機能するよう、関係省庁におかれまして引き続き地域の情勢をフォローしていただいております一方で、当事者、御家族と各相談拠点のより強固な連携、精神保健福祉センター、消費生活センター、自助グループ、民間団体をはじめといたしまして、財務局、司法書士会と容易にアクセスできるような、より強固なつながりが必要なのではないかと感じております。例えば、各拠点に個々に作成された案内リーフレットを置いていただくなどして、当事者の皆様により容易にアクセスいただけるよう、相談拠点に関する情報提供を横並びで得られる仕組みの強化を期待しております。

最後に、18ページ以降に、新たな形態の取引への対応で、SNS個人間融資、ファクタリングにつきましては、引き続き関係省庁におかれましては注意喚起、実態把握を進めていただいておりますけれども、現状のコロナ禍において経済活動が停滞する中で、より強く注意喚起等を行わなければ、多重債務へつながってまいります。

特にコロナ禍においては、これまで借金とは無縁の方、例えばギャンブルなどに関わらず、低所得でもやりくりしてきた方が、やむを得ず手を出す可能性が十分ございます。その件に関しては、その方の心が弱いというのではなくて、生活費が突然絶たれてしまって、生死に関わってくるからであります。

また、一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の緊急経済対策の一つということで、お1人につき10万円の特別定額給付金の給付が行われていますが、まだ国民の三、四割にしか届いていないという報道もございます。生活に困窮している人には間に合っておりません。その間に、だからこそ一時的なつなぎ融資目的だとしても、違法性の高い資金に手を出さないように、より多くの国民の方々に知らせるべきではないでしょうか。

例えばテレビ、ラジオ、インターネットなど、緊急に啓蒙することが大事。そのようなお金に手を出さないようにする緊急性が高い問題であると考えております。ヤミ金融に手を出さざるを得ない寸前まで行った方に、どこに相談したらいいか、より広く知らせるべ

きではないかと思っております。

各機関での新型コロナウイルスへの対応を今回の懇談会でもお示しいただいており、精力的に多くの取組み・対策がなされておりますけれども、例えば食べるものがなく、持ち金がゼロになったから、今夜泊まる場所がないからどこに相談したらいいか、具体的にもっと広く国民の方々に注意喚起、知らせていくことが、コロナ禍において多重債務者を爆発的に増やさないために重要ではないかと思っております。個人向け緊急小口資金等の特別貸付の実施、先ほど厚生労働省より御説明いただきましたけれども、困窮している方々への早急な支援を継続していくことが急務ではないかと考えております。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、村上構成員、お願いできますか。

【村上構成員】 グリーンコープで西日本全体でセーフティーネットをやっております。お願いいたします。先ほど厚労省から、貸付けをものすごい件数で進めていることをお聞きしました。今現在、併せて住居確保給付金関係の受付なんかを自立相談支援のほうでやっているところがあるんですけども、この住居確保受付関係についてを、しっかりと自立相談支援でプラン構成しているところは幾つかありそうですが、全くプランが上がってこないようなばらつきが目立っています。その中で、家計を自立相談支援の中で連携して見ていくと、家計収支が全く成立していない状況が多数うかがわれます。したがって、今後、10年前のリーマンのときのように、債務超過、多重債務関係が大幅に増えるのではないだろうかという懸念があります。

したがって、適切に自立相談支援、家計改善支援の連携の下に、適切に貸付けのあっせん等、生活の再建・再生を前提とした今後の見立てが立つような支援ができていけばいいなと希望いたします。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、最後になりますが、渡邊構成員、お願いいたします。

【渡邊構成員】 消費生活相談員協会の渡邊です。いろいろな状況を説明していただきまして、参考になりました。私どもも、特に新型コロナウイルスに関しましては、独自ではございませんが、消費者庁等に協力をいたしまして相談を受けてまいりました。当初は、何か給付金がもらえることは分かるけれども、どこからもらえるのか、何をどうしていいのか、さっぱり分からないという御相談から始まりまして、非常に混乱しておりましたけ

れども、迅速な御対応をいろいろいただきまして、給付金については落ち着いた申請をしていただけるようになりました。

また、先ほどからも皆さんのご意見にありますように、何とか通常の経済生活を送っていましたが、新型コロナウイルスの影響で仕事がなくなった途端に次の日からもうお金がなくて困窮してしまったという方がたくさんおり、その方たちがどこにどう相談をしていいのかが分からないというお問合せも殺到しておりました。

給付についても、厚労省の方からの御説明がありましたように、迅速な対応をしていただきまして、徐々に支給されていくと思えますけれども、一時的に落ち着いたとしても、こういう方たちが今後どういう形で生活を立て直していいのかということについて不安をもちます。生活支援とか就労支援についてしっかりとした広報と、それからシステムをそれぞれの自治体等で構築していただけることを望んでいます。

ギャンブル等依存症につきまして、連携が難しいということで、マニュアルの見直し等をしていただいています。それなりに参考になっていくと思えますが、ギャンブル等依存症の場合、家族の方からの御相談も多いので、幅広く受付をしていただくこと、あるいは、ギャンブルに参加しないという申出をされたときに、各事業者等丁寧な対応をしていただいて、できる、できないという御判断をしっかりしていただきたいと思えます。

ようやく周知をされてきて、御本人を含め、何らかの手を打ちたいと思っている方の中にも、まだまだ、どういう形で相談していいか、何ができるのか分からないという方がたくさんいらっしゃると感じております。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、構成員の御発言の中で幾つか御質問等があったように思いますが、まず、役所からお答えいただく点等がございましたら、御発言をいただきたいと思えますが、金融庁はいかがでしょうか。

【金融庁（岸本）】 金融会社室長の岸本でございます。先ほど浜田構成員様より、新たな形態の取引、SNS個人間融資ですとか給与ファクタリングですとか、そうしたものが、コロナ禍でより注意喚起の必要性・緊急性が増しているのではないかという御指摘をいただきました。私どもとしても、御指摘のとおりだと思っております。今後とも関係省庁とも連携しつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【山本座長】 ほかに役所の関係、ございますか。

【金融庁（田辺）】 監督調査室の田辺と申します。新里先生から御説明ありました事業者の資金繰り支援につきまして、金融庁の取組みをお答えさせていただきます。

金融庁としては、新型コロナウイルスの影響により事業者の資金繰りが大変厳しい状況であることを踏まえまして、民間金融機関に対して、新規融資の積極的な実施や返済猶予等の条件変更を迅速かつ柔軟に実施するなど、事業者の資金繰り支援を繰り返し要請してきたところでございます。

特に3月6日の大臣談話において、御指摘のとおり、事業者から不必要に多大な書類を徴求することないように、融資の迅速化に努めるよう要請することに加えまして、融資にあたっての担保・保証徴求の弾力化も併せて要請しております。

また、民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、5月から制度を開始しておりまして、こちらについても民間金融機関の事業者に対する融資の迅速化を促してきたところでございます。また、民間金融機関におきましても、具体的に良い事例なども出てきておりまして、資金繰り支援にこれからも積極的に取り組んでいただけるよう促してまいりたいと思います。

また、御指摘いただいたとおり、今後は資金繰り支援に加えて、事業者の更なる経営改善支援や再生支援といった観点が重要と考えておりまして、REVICによる地域の中核企業に対する事業再生支援ですとか、中小企業基盤整備機構が出資するファンドによる債権買取り等の経営改善支援といった施策が、令和2年度第2次補正予算に盛り込まれております。金融庁としては、引き続き、官民金融機関、関係省庁及び関係支援機関と緊密に連携しながら、資金繰り支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

あと、自然災害ガイドラインについても御指摘いただいております。こちらについては、新里先生はじめ、全国の弁護士の先生方、日本弁護士連合会の皆様に御尽力いただいたことを、改めて感謝申し上げます。御指摘の新型コロナウイルス感染症に対応した債務減免制度の整備につきましては、自然災害ガイドラインの活用を含めて、どういった支援が可能であるか、先生の御意見も参考にさせていただきながら、全国銀行協会や日本弁護士連合会、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関などの関係の皆様と検討してまいりたいと考えております。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

あと、杉浦構成員から、全銀協及び貸金業協会に対してのお尋ねがあったように思うんですけども、辻構成員、何か御発言いただくことはあるでしょうか。

【辻構成員】 全銀協の辻です。杉浦構成員から御意見をいただきました。先ほど私の資料の中で御説明させていただいたとおり、3月12日、全銀協の理事会で申合せを行い

まして、その中で、金融サービスに関する要望があった場合には、お客様の状況を十分に勘案し、柔軟な対応に努めるということを取り決めさせていただいておりまして、各金融機関、こうした対応を行っているところでございます。

それから、各金融機関におきましては、リスクのほかに、先ほどからお話が出ておりますけれども、5月から無利子・無担保融資の対応を行っております。5月末時点の融資の決定件数は6万8,157件、融資の決定額は1兆3,606億円となっております。引き続き、皆様方の期待に応えられるよう一生懸命努力をしていきたいと考えております。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。今井構成員、何かございますか。

【今井構成員】 杉浦構成員から、貸金業協会として貸付けの新規等を考えていないのかという趣旨のお話でしたが、当協会は自主規制機関でございますので、そういった取組みはしておりませんが、金融庁から新型コロナウイルスに関係する様々な指示について速やかに各協会員に徹底するとともに、お客様に対しては丁寧を基本に返済等の相談に乗るようにするよう指示をさせていただいております。ヒアリングベースですけれども、大手中心に、なかなか足元、新規が伸びていない中で、既存のお客様の返済に関する相談を丁寧にやっているという報告を受けております。

また、浜田構成員から、貸付自粛制度の認知度の更なる向上をというお話がございました。考え方は私どもも全く一緒でございます。全銀協様と相談して、より認知度向上を図っていきたくて考えています。そういう意味では、この4月から導入しましたウェブでの申請というのは、一つのアピールできるツールではないかと考えております。引き続き、しっかりやっっていこうと思います。

【山本座長】 ありがとうございます。一通り、これで御発言いただいたかと思いますが、他に御発言のお求めはございますか。

どうぞ、新里構成員。

【新里構成員】 いろいろな取組み、ガイドラインの件等も含めて、御説明ありがとうございました。少し危惧をしているのは、ファクタリングということについて、保証人を取らない中小事業者の資金調達ということで、一時進められてきたことだとは思いますが、今、貸金として扱わなきゃならない、特に2者間の譲渡のところ、それと、じゃあ、ファクタリングとして認めるとしても、それについて一定の手数料等の規制というのはなくていいのだろうかという、そういうすみ分けをしながら、全体としてどう健全化

をしていくかということを考える時期なのではないかなというところで、金融庁さん等にもそこを進めていただければなと思ったところでもございました。以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

予定した時間は既に超過しているところですので、それでは、ここで意見交換は終了ということにしたいと思います。

皆さんから今日、特に、新型コロナウイルス対策の観点からも様々な御指摘があったと理解をしました。その影響は、恐らく今後、更に広く深くなっていくんだろうと思いますので、その状況については常にモニターしていきながら、次回のこの検討会の時期においては、恐らくその影響というのは更に明らかになってきているのではないかと思いますので、引き続き御議論をしてまいりたいと思います。皆様からいただきました御意見、御指摘につきましては、関係省庁等において施策に活用していただきたいと思います。

本日の議題は以上であります。事務局から何か連絡事項はございますか。

【金融庁（直井）】 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。また、一部聞き取りにくい面があり、大変御迷惑をおかけいたしました。

次回の開催につきましては、別途調整の上、事務局から御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

【山本座長】 それでは、これにて第15回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を終了させていただきます。本日は、このような電話会議という初めての試みでもございましたが、構成員、関係者、皆様の御協力によって、比較的円滑に進めることができたのではないかと思います。御礼を申し上げたいと思います。

本日は長時間にわたり熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。

— 了 —